

国民年金 こんな時は忘れずに届け出を

問・日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220

・国保年金課 ☎・有(582)1120 FAX(583)9738

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。次のような場合は、上記へ届け出てください。



届けが必要な時	届け出に必要なもの	
会社を退職した時 第2号被保険者→第1号被保険者	・本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証など) ・基礎年金番号が分かるもの (年金手帳や基礎年金番号通知書など)	退職日の分かる書類(退職証明書、離職票、資格喪失証明書など)
配偶者の扶養から外れた時 (配偶者の退職、被扶養者の収入増、離婚など) 第3号被保険者→第1号被保険者		扶養から外れた日の分かる書類 (扶養喪失証明書など) ※離婚の場合は、離婚日の分かる戸籍の書類なども必要

※代理人が手続きする場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要

第1号被保険者…自営業者、アルバイト、無職、学生など

第2号被保険者…厚生年金に加入している会社員、公務員など

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者



日本年金機構
ホームページ

令和6年度 住民税非課税世帯 物価高騰対策支援給付金 申請は5月31日(土)まで

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給しています。また、支給対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども1人当たり2万円を支給しています。

対象世帯には、3月初旬に、支給のお知らせ、確認書または申請書を送付しています。

申請は5月31日(土)(消印有効)まで〔窓口申請は5月30日(金)まで〕です。まだの人は早めに手続きをお願いします。

☎令和6年12月13日時点で守山市に住民登録があり、世帯員全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯



住民税非課税
世帯に対する
給付金



低所得者
子育て世帯
加算給付金

問生活支援相談課

☎(516)4090(給付金担当) FAX(582)1138

温泉等優待割引事業で 健康づくり

県内の温泉などの指定施設を利用の際に「ゆカード」を提示すると、割引サービスなどが受けられます。入浴による効果と温泉の効能で、健康の保持増進と心身の保養を図りましょう。

「ゆカード」の配布場所

国保年金課、各地区会館、駅前総合案内所

☎国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者
☎「ゆカード」の有効期限はありません。滋賀県保険者協議会に加入する県内医療保険者の被保険者にも「ゆカード」が発行されます。詳しくは、所属の医療保険者へお問い合わせください。



問国保年金課

☎・有(582)1120 FAX(583)9738